

別表 3（第 3 条）

補助事業名	耐震改修工事費補助
補助事業の目的	苓北町に所在する戸建て木造住宅について、当該住宅の所有者が安全性を確保するための耐震改修工事を行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	補助事業の対象となる住宅を所有する者（ただし、町長が認める者を含む。）
補助事業の対象となる住宅 （補助対象住宅）	次に掲げる要件を全て満たす住宅（ただし、その他町長が補助事業の適用が可能と認めるときは、補助対象住宅とすることができる。） 1 苓北町内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの 2 在来軸組構法、桝組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が 3 以下のもの 3 平成 12 年 5 月 31 日以前に着工したもの又は災害対策基本法に基づく罹災証明書の写しにより平成 28 年熊本地震により罹災したことが確認できるもの 4 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの 5 補助金の申請者以外に所有権を有しているものが存する場合、町長がやむを得ないと認める場合を除き、その全員が補助事業の実施について承諾が得られていること。
補助事業の対象となる経費 （補助対象経費）	補助対象住宅の耐震改修工事に要する費用 （工事監理に要する費用も含む。）
補助率	23% 以内
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は 60 万円のいずれか低い方の額
その他の事項	1 設計者が実施した耐震改修設計に基づくもの 2 耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となるもの 3 工事監理者が工事監理するもの（ただし、本要綱施行日以前に着手した事業については、工事監理者が工事監理するもの又は耐震改修設計に基づき工事を実施したことを建築士が証明するもの）